

羽島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領

平成19年9月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、羽島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年羽島市条例第22号。以下「条例」という。）に係る運用の基準等に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 条例第2条に規定する契約の対象は、次のとおりとする。

	対象となる契約	契約期間
条例第2条第1号	電子計算機、複写機等のOA機器、事務機器、理化学機器、医療機器等の機器、車両、ソフトウェア、寝具、清掃用具等の物品	耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）等に基づき、商慣習上定められるリース期間
条例第2条第2号	次の各号の条件を満たす契約とする。 (1) 経常的かつ継続的なもの（毎年繰り返す、切れ目なく履行が行われる必要があるもの） (2) 毎年度当初（毎年4月1日）から役務の提供を受ける必要があるもの ※想定される契約の例 建物清掃、警備、受付・案内、電話交換、廃棄物収集・処理、給食、医事業務、電気・機械設備の保守管理、システム運用・保守	原則として5年以内とする。設定にあたっては、技術革新の状況、事業継続の目途、減価償却期間及び経済変動等を勘案して適切に行うこと。

(契約事務)

第3条 契約事務を行う際の注意事項は、次のとおりとする。

(1) 起案

ア 契約期間

契約期間には、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3及び条例に定める長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）であることを明記するとともに履行期間を併記する。

イ 執行予定額

執行予定額には、履行の各年度に係る執行予定額のほか、履行期間全体の予定金額も併記する。

ウ 特記事項

仕様書に次の事項を明記するものとする。

発注者は、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。なお契約が変更又は解除となった場合において、準備行為に対する費用支払いは生じないものとする。

発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

前２項の契約の解除に伴い、発注者又は受注者は、解除の時から契約期間満了時までの契約金額のうち、履行のための資材や機器にかかる費用に基づき双方協議のうえ損害賠償を相手方に請求することができる。

(2) 執行の決定における決裁権者

契約期間全体の金額で判断する。

(3) 予定価格

原則として契約期間全体の金額で設定する。

(4) 契約事務の時期

原則として、契約事務（起案、入札、締結）の開始時期は、４月１日以降を基本とする。

(5) 入札公告又は指名通知

入札公告等には、長期継続契約であることを明記するとともに履行期間も併記する。

(6) 入札（見積）金額は、原則として契約期間全体の金額とし、支払い方法（月額、年額）による額を併記する。

(7) 契約書

ア 契約書作成

契約書は、契約期間全体の金額で作成する。

イ 契約期間の表記方法

相手方の準備期間を含めた全期間を記載するとともに長期継続契約であることを明記する。

(8) 履行期間の表記方法

複数年度にわたり役務の提供を受ける全期間を表記する。

(9) 契約金額の表記方法

契約期間全体の金額及び支払い方法（月額、年額）による額を表記する。

（違約金及び損害賠償の額）

第４条 違約金を算定する場合の基準額は、原則として契約期間全体の金額で設定する。

2 談合その他の不正行為があったときの損害賠償額の算定は、既支払額を対象とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。